寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

寒川町長　木　村　俊　雄

寒川町条例第7号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第16条の6の12中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第20条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第3項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

2　この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(保険料に関する経過措置)

3　新条例第16条の6の12並びに第20条第1項及び第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。